上田市公文書館条例制定について

1 制定の趣旨

令和元年9月1日に開館を予定する上田市公文書館を設置することに伴い、地方 自治法及び公文書館法の規定に基づき、設置及びその管理に関する事項を定めるた め、本条例を制定する。

2 制定の背景

- ・ 平成22年9月議会において「上田市立文書館設置を求める請願(平成22年8月31日 上田・東御・小県地域史連絡協議会)」が採択されたことを契機として、設置の準備を進めてきた上田市公文書館を、令和元年9月1日に開館する予定である。
- ・ 公文書館とは、歴史的に重要な公文書等を適切に保存し、市民が主体的に利用 できる施設であり、現在はもとより将来の市民に対しても、知る権利を保障し、 市の説明責任を果たしていく重要な役割を担っている。

3 公文書館の概要

- 名称及び位置上田市公文書館 上田市東内2564番地1(丸子郷土博物館に併設)
- 開館時間 午前9時から午後5時まで
- 休館日 毎週月曜日、休日の翌日、年末年始
- ・ 上田市公文書館運営協議会の設置 公文書館の円滑な運営を図るため、有識者等5人からなる協議会を設置する。

4 施行期日

令和元年9月1日から施行する。